

令和元年 11 月 1 日
農 林 水 産 省

マカオによる日本産食品に対する輸入規制の緩和について
～東日本大震災関連～

マカオ政府は、10月24日、マカオ政府が指定する書類（※）の添付を条件に、9都県産（宮城、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、新潟及び長野）の野菜、果物及び乳製品の輸入停止を解除する旨の公表がありましたので、お知らせします。

添付書類に係るその他の変更も含め、マカオ政府との間で確認された日本産食品に対する放射性物質輸入規制は以下のとおりとなります。

放射性物質輸入規制の概要

対象都県	対象品目	規制内容	
		緩和前	緩和後
福島	野菜、果物、乳製品、 食肉・食肉加工品、卵、 水産物・水産加工品	輸入停止（変更なし）	
9都県（宮城、 茨城、栃木、群 馬、埼玉、千葉、 東京、新潟、長 野）	野菜、果物、乳製品	輸入停止	マカオ政府が指定す る書類 [※] の添付
	食肉・食肉加工品、卵、 水産物・水産加工品	民間検査機関の発行 する放射性物質検査報 告書の添付	
2県（山形、山 梨）	野菜、果物、乳製品、 食肉・食肉加工品、卵、 水産物・水産加工品	民間検査機関の発行 する放射性物質検査報 告書の添付	規制なし（書類添付 不要）

※ マカオ政府が指定する書類とは、事業者自らが作成する商品名、産地等が記載され、商工会議所からサイン証明を受けた書類（放射性物質輸入規制に関する申告書）です。商工会議所によるサイン証明の申請受付は、11月1日から開始しております。

また、当該書類の様式及び当該書類のサイン証明を行う商工会議所のリスト等詳細については、以下の当省ホームページをご覧ください。

「マカオによる日本産食品の輸入規制について」

http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/macao_shoumei.html

(参考) 平成 30 年マカオ向け食品・農林水産物の輸出額実績

約 37 億円 (輸出額上位品目は、牛肉、アルコール飲料、清涼飲料水及び菓子)

世界第 22 位

出典：財務省貿易統計

お問合せ先

食料産業局 輸出促進課

担当者：森井、坂本、結城

代表：03-3502-8111 (内線 4309)

ダイヤルイン：03-6744-2061

FAX：03-6738-6475